

ニュージーランドにおける社会内処遇制度の一形態としての社会内労働を通じた対象者の就労

The Employment of Offenders through the Sentence of Community Work as a Community-Based Correction in New Zealand

千手正治*

はじめに

本稿は、ニュージーランドにおける社会内労働（community work）を通じた対象者の就労の状況について論じるものである。

社会内労働とは、刑の一環として対象者に対して無報酬の労働作業を科すといった社会内処遇制度の一形態であり、諸外国における社会奉仕命令に類似するものである。現在ニュージーランドにおける社会内労働は、2002年量刑法（Sentencing Act 2002）（以下「量刑法」とする）を根拠法として実施されている¹⁾。

またニュージーランドにおいては、数は決して多くないものの、社会内労働の経験を通じて対象者が就労に至る例も存在するものである。このよ

* 嘱託研究所員・常磐大学准教授

1) 量刑法に基づく社会内労働については、拙稿「ニュージーランドにおける社会内処遇制度の一形態としての社会内労働」川端博・椎橋隆幸・甲斐克則編『立石二六先生古稀祝賀記念論文集』成文堂（2010年）893-912頁、同「ニュージーランドにおける社会内処遇の新動向：2002年の量刑法における社会内量刑」『JCCD』94号（2004年）20-33頁参照。

うな例は、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」に代表されるような就労支援策の重要性が指摘され²⁾、また「刑法等の一部を改正する法律」が2011年12月4日に参議院を通過し、諸外国における社会奉仕命令に類似した「社会貢献活動」が導入される見通しである現在の我が国において、極めて興味深いものであるといえよう³⁾。

I 社会内労働とは

前述のとおり、ニュージーランドにおける社会内労働の根拠法は量刑法である。しかしながらニュージーランドにおいては、量刑法制定前より社会内労働に類似した社会内処遇制度が存在していた。以下においては、量刑法成立前のニュージーランドにおける社会内処遇制度について概説する。

2) 我が国における就労支援に関する文献は多数存在するが、刑務所出所者等総合的就労支援対策の解説として、中條友裕「刑事施設における就労支援について：就労環境の調整に向けた関係機関との連携の在り方について」矯正研修所紀要24(2010年)112-129頁、西村穰「刑務所出所者等に対する就労支援について」『犯罪と非行』159号(2009年)31-47頁、法務省矯正局成人矯正課＝法務省矯正局少年矯正課「矯正施設における就労支援」『刑政』118巻3号(2007年)22-32頁、法務省保護局更生保護振興課「刑務所出所者等総合的就労支援について」『更生保護』57巻12号(2006年)24-30頁、同「刑務所出所等に対する就労支援について」『更生保護』60巻5号(2009年)6-12頁等参照。また刑務所出所者等総合的就労支援対策の報道発表資料については、法務省＝厚生労働省「刑務所出所者等総合的就労支援対策」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/08/h0829-2.html>)参照。

3) 我が国の社会貢献活動については、太田達也「刑の一部執行猶予と社会貢献活動」『刑事法ジャーナル』23号(2010年)14-37頁、森本正彦「刑の一部執行猶予制度・社会貢献活動の導入に向けて」立法と調査318号(2011年)59-76頁、正木祐史「社会貢献活動：法制審の議論」龍谷法学43巻1号(2010年)104-128頁、滝充「社会貢献活動と自己有用感：自発的な思いを育む」更生保護62巻1号(2011年)30-33頁、調子康弘「社会貢献活動の先行実施について」更生保護62巻4号(2011年)40-43頁、「特集：社会貢献活動」『更生保護』62巻12号(2011年)12-45頁等参照。

量刑法が施行される以前のニュージーランドにおける社会内処遇制度の根拠法は1985年刑事司法法（Criminal Justice Act 1985）（以下「1985年法」とする）であった⁴⁾。1985年法においては、量刑法における社会内労働に類似する社会内処遇制度として、周期的拘禁（periodic detention）ならびに社会奉仕命令（community service order）について規定されていた⁵⁾。以下において、これらの制度について概説していくことにする。

周期的拘禁は、1日なら10時間（1993年の法改正前は9時間）、1週間なら18時間（1993年の法改正前は15時間）にわたって12ヶ月を限度に、周期的拘禁対象者を周期的拘禁区に監禁するもので⁶⁾、1954年刑事司法法（Criminal Justice Act 1954）の改正により、1962年に導入された社会内処遇制度であり、元来は15歳から21歳までの若年者を対象として週末に無償の作業に従事させていた⁷⁾。実際には、対象者の多くは、週末に周期的拘

4) 1985年法については、G・グラハム・アームストロング「ニュージーランド法務省プロベーション部局」『犯罪と刑罰』79号（1989年）152-162頁、河原田徹「ニュージーランドの社会内処遇とコミュニティ」『犯罪と非行』98号（1993年）168-197頁、佐藤繁實「ニュージーランド1985年刑事裁判法」『犯罪と非行』72号（1987年）179-186頁、藤本哲也『諸外国の刑事政策』中央大学出版部（1996年）35-61頁及び247-271頁、同『統・犯罪学のさんぽ道』日本加除出版（1998年）169-175頁、藤本哲也=千手正治「ニュージーランドにおける修復的司法の一制度としての賠償命令」『法学新報』109巻3号（2002年）47-77頁、拙稿「ニュージーランドにおける社会内処遇の新動向：2002年の量刑法における社会内量刑」、同「ニュージーランドにおける賠償命令と修復的司法：2002年の量刑法（Sentencing Act 2002）を踏まえて」藤本哲也編『諸外国の修復的司法』中央大学出版部（2004年）81-116頁参照。

5) 周期的拘禁及び社会奉仕命令は、保護観察（supervision）及び社会内プログラム（community programme）とともに、「社会内量刑」(community-based sentences)と呼ばれていた。

6) 河原田・前掲論178頁以下、佐藤・前掲論文182頁、藤本哲也『諸外国の刑事政策』39頁以下。

7) Missen, E. A., *Periodic Detention in New Zealand*. 1975, p.99; Barnett, P.A., "Periodic Detention in New Zealand: Its History and Underlying Philosophy," LLM Research Paper, Victoria University of Wellington, 1971, p.1. なお、1966年

禁作業所に出頭し、周期的拘禁の監視員に伴われ、およそ10人が一団となり、雑木林を伐採したり、ゴミを拾ったり、政府の建物を掃除するといった作業に無償で従事していた⁸⁾。

他方社会奉仕命令とは、犯罪で有罪とされた対象者に対して、指定された慈善労働作業を、地域社会内で、200時間を限度として裁判所が命じるものであった⁹⁾。具体的な作業内容としては、①教会・養護施設・老人ホーム・その他福祉施設における庭の手入れや塗装・清掃作業、②老人家庭の庭の手入れ、③チャリティのための古着の再生販売所における各種作業、④その他各人の特技をいかした水泳指導コーチ等が挙げられる¹⁰⁾。社会奉仕命令は、加害者を無償の作業に従事させるといった点においては周期的拘禁と共通性のあるものであった。しかしながら社会奉仕命令は、対象者の同意を必要とする点や、周期的拘禁が周期的拘禁センターのスタッフが直接監督するのに対し、社会奉仕命令は対象者の行う作業について、外部に委託されている点で周期的拘禁とは異なるものであった¹¹⁾。

このように、量刑法成立前のニュージーランドにおいては、対象者に対して無償による作業に従事させる社会内処遇制度として、周期的拘禁及び社会奉仕命令の双方が存在していたのである。しかしながらこれらの制度は、双方ともに独立した社会内処遇制度であったため、裁判官による量刑

には21歳以下とする年齢制限が廃止され、幅広い年齢層に適用可能となった。

- 8) 河原田・前掲論文179頁、佐藤・前掲論文182頁、藤本哲也『諸外国の刑事政策』39頁以下。なお、周期的拘禁について説明したビデオテープとして、*Periodic Detention [Videorecording]: Induction Video*, 1994. Wellington: New Zealand, Execam, 1994. このビデオでは、周期的拘禁対象者たちが、集団で森林の草刈作業を行う場面を紹介していた。
- 9) 河原田・前掲論文176頁以下、佐藤・前掲論文181頁以下、藤本哲也『諸外国の刑事政策』40頁以下。
- 10) 河原田・前掲論文177頁、佐藤・前掲論文181頁、藤本哲也『諸外国の刑事政策』41頁。
- 11) Department of Corrections, *Community Service: Sentencing Information*. Wellington: New Zealand; 河原田・前掲論文177頁。

宣告の時点において対象者に対してどちらが科せられるかが決定されていた。いいかえれば、量刑宣告時点において決定された処分内容について、その後の経過状況を踏まえた変更の余地がなかったものであり、状況に応じた柔軟な対処が困難であったとも考えられる。

前述のとおり、現在ニュージーランドにおいては、量刑法を根拠法として犯罪者に対する社会内処遇の一環として社会内労働が実施されている。以下において量刑法の下での社会内労働について概説する。

社会内労働の対象となる者としては、社内内労働の対象となる犯罪については、①拘禁刑(custodial sentence)の対象となる犯罪、②在宅拘禁(home detention)の対象となる犯罪、③社会内量刑(Community-based Sentencing)の対象となる犯罪が挙げられる(量刑法55条1項)。裁判所は、対象者に対して40時間から400時間の労働を言渡すが(量刑法第55条2項)、その判断基準としては、第一に犯罪の重大性が挙げられ、それに加えて過去の犯罪歴等についても考慮される¹²⁾。

裁判所は社会内労働を言渡す際には、①犯罪の性質及び情状において、特定の個人に対する賠償に加え、もしくはそのような賠償に代えて、犯罪者が労働の形で地域社会に対して埋め合わせを行うことで責任を取らせることが適切であるか、②犯罪者の性格、経歴その他関連するあらゆる事情に鑑み、社会内労働が適切であるかについて考慮した上で、社会内労働を言渡すことがふさわしいかどうかを決定する(量刑法第56条1項)。社会内労働の対象となる典型的な罪種としては、交通事犯が挙げられ、その他にも窃盗や薬物事犯に対して言渡される場合もある¹³⁾。

社会内労働の執行は、ニュージーランド矯正省(Department of Corrections)が所管するコミュニティ・プロベーションサービスに所属するプロベーション・オフィサー、上級社会内労働監督官(senior community work supervisor)さらには社会内労働監督官(community work supervisor)

12) 筆者は、2009年3月25日にウェリントンにある矯正省の本省を訪問する機会に恵まれたが、その際の筆者の質問に対するフッド(G. Hood)の説明による。

13) 前述したフッドの説明による。

等の職員により監督されている。

社会内労働を言渡された対象者の配置場所については、プロベーション・オフィサーによって決定される（量刑法第61条）。具体的には、プロベーション・オフィサーは、社会内労働の対象者について、①社会内労働センターへの配置¹⁴⁾、②その他の代理人（agency）への配置、③その双方への配置のいずれかを決定する。

このように、現在社会内労働は、実務上2つの形態で実施されている。1つがプロベーション・オフィサー等のコミュニティ・プロベーションサービスに所属する職員により直接的に監督され、通常8人から10人の集団で対象者に作業を行わせるもので、1985年法における周期的拘禁に類似するものである¹⁵⁾。もう1つが、代理人と呼ばれる地域社会内の団体・個人に委ねられるもので、1985年法における社会奉仕命令と類似するものである¹⁶⁾。代理人については、あらかじめ対象者の受入れについて社会内労働センターとの間での合意の上で代理人として登録される。

このような2つの形態での実施について、1985年法において2つに分離されていた社会内量刑が1つに統合され、結果としてよりシンプルな構造となり、また柔軟な対応が可能になったとの指摘がある¹⁷⁾。すなわち、か

14) 実務上は、コミュニティ・プロベーションサービスにおける各地のサービスセンターに配置され、プロベーション・オフィサーや上級社会内労働監督官、さらには社会内労働監督官等の職員により直接監督される。

15) 筆者が2009年3月26日にコミュニティ・プロベーションサービスのウェリントン・サービスセンターを訪問した際には、同センターでは毎週火曜日、水曜日、木曜日、土曜日の4日間において朝8時から16時まで、最大9名の対象者（及び1名の監督者）を1つの集団として社会内労働に従事させているとの説明を受けた。

16) ウェリントン・サービスセンターのスーマヌファガイ（S. Seumanufagai）によれば、主な代理人としては、サルベーション・アーミー、教会、スポーツグループ、高齢者施設、シティ・カウンセラー、地方公共団体などが挙げられ、基本的に1つの個人・団体に1名の対象者が受入れられているという（2009年3月26日の訪問の際のインタビューによる）。

17) 前述したフッドの説明による（2009年3月26日）。

つては裁判所が周期的拘禁か社会奉仕命令のいずれかを言渡していたが、量刑法の成立に伴い社会内労働に統合されたことにより、プロベーション・オフィサーが社会内労働の作業形態について決定することができるようになったため、より柔軟な対応が可能となったということである。例えば、対象者の事情等に応じて、裁判所において言渡された社会内労働の期間のうち、一定の期間は周期的拘禁の内容に類似した形態で行い、残りの期間は社会奉仕命令の内容に類似した形態で行うなどの運用が可能となったのである。また、代理人への委託中に問題があった場合には、プロベーション・オフィサーの権限で、代理人への委託からプロベーション・オフィサー等による直接監督による集団での社会内労働への配置転換の対応も可能である¹⁸⁾。

プロベーション・オフィサーは、加害者が社会内労働を行うための配置先を決定する場合、①犯罪の状況、②社会内労働の判決を通じて、加害者が労働の習慣や技能を学ぶことからどれだけの利益を得ることができるか、③加害者の性格や経歴、④加害者の身体的・精神的な適性、⑤当該事例において行われているあらゆる修復的司法プロセスの結果、⑥加害者の居住地から相応の距離内に、社会内労働センターが存在するかどうか、⑦加害者の居住地から相応の距離内に、加害者に対して十分に適切な労働を役立てうる代理人が存在するかどうか、⑧その他のあらゆる関連状況を考慮しなければならない（量刑法第62条）。一般に、比較的重大な罪を犯した者は、プロベーション・オフィサー等により直接監督され、比較的小さい罪を犯した者は、代理人への委託による作業に従事する傾向にある¹⁹⁾。

18) ウェリントン・サービスセンターのグッディング (L. Gooding) によれば、定期的に配置先の適切性及び遵守事項の遵守状況等に対するレビューが行われているという（2009年3月26日）。

19) 前述したグッディングによれば、一般に暴力犯や常習犯等の対象者に対しては、プロベーション・オフィサー等の直接監督下による社会内労働に従事させる傾向にあり、若年犯罪者、初犯、リスクが少ないと考えられる犯罪者等については代理人に委託される傾向にあるという（2009年3月26日）。

社会内労働における作業内容については、①病院、教会、その他の慈善事業、教育、文化及びレクリエーションに関連する施設もしくは組織(マラエを含む²⁰⁾)における作業またはそれらの施設・組織のための作業、②傷病者、高齢者もしくは身体障害者のための施設もしくは組織における作業、それらの施設・組織のための作業、または傷病者、高齢者もしくは身体障害者が生活する住居における作業、③国もしくは公共団体が所有者、賃借人もしくは占有者となっている土地または、国もしくは公共団体が管理する土地における作業、④地方当局における作業、または地方当局のための作業が挙げられている(量刑法第63条1項)。これらの施設や組織は、地域社会内において公共性・公益性の高い施設・組織であるといえ、罪を犯した対象者が地域社会に対する埋め合わせもしくはペイ・バックとして社会内労働に従事するといった考えがその背景の1つにあるといえよう。具体的な作業としては、公共施設等の清掃、庭の手入れ、歩道の整備、ペンキ塗り、農作業、ボーイスカウトとしての活動等がある²¹⁾。

社会内労働の対象者が遵守事項に違反した場合には、罰則が科せられる(第71条)。すなわち、対象者が、①正当な理由なく、定められた期間内に住所変更などの報告すべき事項についてプロベーション・オフィサーに報告しなかった場合、②正当な理由なく、作業を行わなかった場合、あるいは

20) マラエ(marae)とは、ニュージーランド先住民マオリの集会所として用いられている囲い地のことであり、マオリにとって神聖な場所である。

21) 筆者が、2009年3月26日にウェリントン・サービスセンターを訪問した際には、集団による社会内労働として、公営住宅における農園の整備及び墓地の清掃の現場を見学する機会に恵まれた。また、社会内労働の成果として、小学校における整備されたグラウンド、ならびに公営住宅における整備された庭を見学する機会にも恵まれた。また2011年8月23日に同センターを訪問した際には、代理人として社会内労働の対象者を受け入れている機関として、小学校、動物虐待防止協会(Society for the Prevention of Cruelty to Animals)(一般にSPCAと呼ばれる)、動物園、サルベーション・アーミー、公立のスイミングプール、私立の高齢者福祉施設、マラエ、児童ケアセンター、原生林に囲まれた野生鳥類保護地域を管理する団体を見学する機会に恵まれた。

はプロベーション・オフィサーと代理人との間における合意事項に従わなかった場合、③社会内労働に対する報酬を受け取った場合、④正当な理由なく、社会内労働センターの規則に従わなかった場合等に対しては、3月以下の拘禁刑もしくは1000ニュージーランド・ドル以下の罰金が科せられる。また、正当な理由なく、社会内労働センター等の周りをうろついたり、警察官もしくはプロベーション・オフィサーの警告を受けたにもかかわらず、退去を拒否あるいは無視した場合には、500ドル以下の罰金が科せられる。

このように、社会内労働対象者が遵守事項に従わない場合には、罰則の対象となる。この点について社会内労働対象者は、社会内労働に従事する前に、社会内労働に関するDVDを通じて遵守事項について説明され、その後職員に対して質問する機会が与えられる。DVD視聴及び質疑応答の後、対象者は遵守事項について説明を受けた旨の書類にサインする²²⁾。

プロベーション・オフィサー及び社会労働監督者は、実務上軽微な違反に対しては、口頭や書面による警告で済ませる場合もあり、違反に対する対処法についても段階がある。すなわち、対象者が社会内労働に関する遵守事項に従わない場合、違反の程度及び頻度に応じて、裁判所への提訴以外にも、口頭による警告、手紙による警告の措置を取っている²³⁾。

22) DVDでは、決められた時間・場所への出頭、作業際の服装・態度、作業に対する報酬等の受取りの禁止、疾病・怪我・葬式への出席等の法律上の免責事由等が説明される。

23) 前述したグッディングによれば、無断怠業の場合、初回は電話等による口頭での警告を行い、2回目の怠業については、手紙による警告を行い、これによっても改善が見られない場合には、裁判所へ提訴する手続をとっているという(2009年3月26日訪問時)。

II 社会内労働と対象者の就労

1 社会内労働における就労の位置づけ

前述のとおり、ニュージーランドにおける社会内労働は刑の一環として対象者に対して無報酬の労働作業を科すものであり、裁判所により社会内労働の判決を言渡された者は社会内において何らかの無報酬の労働に従事する義務を有するものである。そのような意味においては、社会内労働は犯罪に対する責任として対象者に無報酬の労働を科すといった要素や、無報酬の労働という形による地域社会への埋め合わせもしくはバイ・バックとしての要素は否めないものである²⁴⁾。

しかしながらその一方で、矯正省は、社会内労働の対象者は、実用的なスキルを習得もしくは行使する機会、あるいはその双方を行う機会を得るものであり、また一部の対象者に対しては、善良な労働の習慣を習得する機会を提供するものであるとも説明している²⁵⁾。すなわち、社会内労働における作業を通じ、何らかのスキルを身につけ、また労働の習慣を修得することも社会内労働の目的の1つとして考えられるといえよう²⁶⁾。このことは、前述のとおり、量刑法上も対象者の配置先を決定する際に、社会内

24) 矯正省のHPでは、社会内労働について、「社会内労働の量刑は、無報酬の労働により地域社会に対して、対象者が犯した罪への埋め合わせをすることを求めるものである。社会内労働はまた、対象者に対して罪を犯したことへの責任を取る機会、ならびに新たなスキル及び労働の習慣を学ぶ機会も提供するものである」と説明している。Department of Corrections, "Community Work Agencies." (<http://www.corrections.govt.nz/community-assistance/community-work-agencies.html>) (最終確認日: 2012年4月13日)

25) Department of Corrections, "G. Considering Community Work." (<http://www.corrections.govt.nz/policy-and-legislation/cpps-operations-manual/volume-1/ii-pre-sentence-reports/2-considering-sentencing-options/g.html>) (最終確認日: 2012年4月13日)

26) 前述したフッドも、社会内労働の結果として、対象者が手に職をつける効果も期待できることも指摘している。

労働の判決を通じて加害者が労働の習慣や技能を学ぶことから得られる利益についても考慮すべきであると規定していることとも合致するものである。

さらに2007年の量刑法の改正により、一部の社会内労働の対象者に対しては、社会内労働に従事する時間の一部を、労働及び生活に関する基礎的スキル (basic work and living skill) (一般に、“BWLS”と表記される) に充てることも可能である (改正後の量刑法第44条2項、第66条のA乃至第66条のC)²⁷⁾。この点について矯正省は、社会内労働が再統合の要素 (とりわけ雇用を得ることに関連するスキルの上達の手助けとなるプログラムにアクセスする機会) を有するものであると説明している²⁸⁾。

また、量刑法第7条1項では、裁判所が言渡す刑の目的の1つとして、加害者の社会復帰 (rehabilitation) 及び再統合 (reintegration) を援助することが規定されている。ここでいう再統合に関する方策とは、遵法的な生活様式を身につけ、あるいはこのような生活様式を維持するための加害者の潜在的可能性を強化する保護的な要因 (教育もしくは雇用の機会、住宅の供給、その他地域社会のサポートなど) に向けられるものであると説明されている²⁹⁾。したがって、社会内労働を通じて対象者の就労の機会を

27) これに基づき裁判所は、80時間以上の社会内労働が科されている対象者に対して、社会内労働に代えて労働及び生活に関する基礎的スキルを得るための訓練に充てるようプロベーション・オフィサーに命じることができる。

28) Department of Corrections, *supra* note 25. 筆者が2011年8月23日にウェリントン・サービスセンターを訪問した際に、同センター所属のプロベーション・オフィサーであるジルクリスト (J. Gilchrist) から受けた説明によれば、BWLSの対象となる者としては、朝定時に起きて仕事に出かける習慣がない者や、怠惰で仕事をする気がない者、さらには裁判所の判決等を理解するだけの読み書きの能力がない者などが挙げられる。またBWLSは、あくまでも基礎的なスキルを身につけさせるものであり、BWLSを受けた経験があることがただちに就労につながるものではないという。

29) *Adams on Criminal Law: Sentencing: Sentencing Act 2002*. SA7.07 Subsection (1) (h) (<http://www.brookersonline.co.nz/databases/modus/criminal/cradmsnt/ACT-NZL-PUB-Y.2002-9?si=57359&tid=330027>) (最終確認：2011年8月25日)

提供することは、対象者の社会への再統合を促進するものであると考えられ、量刑法第7条1項の趣旨にも合致するものであるといえる。

処遇現場におけるプロベーション・オフィサーも、対象者が有するスキルや興味さらには社会内労働の判決の遵守可能性等を考慮した上で作業内容を決定すると指摘しており³⁰⁾、対象者の特技を考え、社会内労働の経験を通じた就労の可能性についても考慮されているといえる。

これらの点に鑑みれば、社会内労働を通じ、対象者が何らかのスキルを身につけ、またそのようなスキルを活かすことが実務上考慮されているといえることができ、対象者に対する職業訓練としての要素も存在するといえよう。このような実務上の考慮は、量刑法の規定と相容れないものではなく、むしろその趣旨に合致するものであるといえよう。後述のとおり、実際にニュージーランドにおいては、対象者が社会内労働の期間終了後に代理人に雇用された例もあり、就労の機会となる場合もあるのである。

ニュージーランドにおいては、現在受刑者を対象として釈放された際に職を得るための技術及び機会を与えるための措置として、矯正省受刑者雇用(Corrections Inmate Employment)(一般にCIEと呼ばれる)と呼ばれるプログラムが実施されている³¹⁾。この点に鑑みても、犯罪者処遇における就労支援の重要性について認識されているものと思われる。一方、社会内処においては、対象者の就労の機会を促進するための特別なプログラムは特に実施されている状況にはないが³²⁾、社会内労働の運用により、事実

30) 前述したジルクリストの指摘による(2011年8月23日訪問時)。例えばボート・メーカーの家庭で育った者については、ヨット・クラブに代理人として受け入れてもらい、電気に関する技術を有する者はサルベーション・アーミーにおける電気機器を扱う部門に代理人として受け入れてもらい、さらに動物に興味がある者については前述した動物虐待防止協会に代理人として受け入れてもらうなどの措置をとっているという。

31) Department of Corrections, "Corrections Inmate Employment (CIE)." (http://www.corrections.govt.nz/about-us/fact-sheets/managing-offenders/education%2c_training_and_employment/cie-information-booklet.html)

32) 前述したジルクリストによれば、現在矯正省は社会内労働に関するリサーチ

上就労支援としての機能を発揮しているということができよう。

2 社会内労働の経験を通じた就労の例

次にニュージーランドにおける社会内労働を通じた対象者の就労の例について見ていくことにする。社会内労働を通じた対象者の就労状況については、現在のところニュージーランド矯正省やニュージーランド国内の研究機関等による調査が実施されていない状況にあるので、筆者がウェリントン・サービスセンターにおいて実施したインタビュー内容を中心にみていくこととしたい。

前述のとおり、ニュージーランドにおける社会内労働の運用形態については、プロベーション・サービスの職員による直接監視の下で行われる場合と、代理人と呼ばれる地域社会内の団体・機関に委託される場合の2通りが存在する。このうち、社会内労働の対象者がその経験を踏まえて就労に結びついた例の大部分は、代理人に委託された場合である³³⁾。以下において、ウェリントン・サービスセンターのプロベーション・オフィサーが指摘した、代理人に委託された場合における就労の例について挙げる³⁴⁾。

①公立の小学校が代理人として、飲酒運転により社会内労働の判決を受けた女性対象者（対象者の子どもが障害を有していた）を受け入れて障害を有する児童のケアを行う作業に従事し、当該児童のケアに情熱をもって取組んだ結果、社会内労働終了後に障害を有する児童のケアを行うための教員補助者（teacher aid）として雇用された例。

を行っており、2012年に報告書が発行される予定であるとのことであり、これらの調査結果を踏まえて新たな就労支援プログラムが実施される可能性はあるという（2011年8月23日訪問時）。

33) 一般的に代理人は、シティ・カウンセラーなどの公的機関が多いが、民間の福祉施設等が代理人となる場合もある（2011年8月23日訪問時）。

34) これらの例はいずれも、筆者が2011年8月23日にウェリントン・サービスセンターを訪問した際に、前述したジルクリストが挙げたものである。

② ウェリントン郊外にある原生林に囲まれた野生鳥類保護地域を管理する団体が代理人として、男性の対象者(植物に関する知識をある程度有していた)を受け入れ、保護地域内の清掃、整備、ベンチ作り等の作業に従事し、社会内労働における遵守事項も遵守状況も良好であり、また同保護地域内における作業も積極的に学んでいたこともあり、社会内労働終了後に当該保護地域を管理する団体に庭師(landscaper)として雇用された例。

③ ウェリントン郊外にある公立のスイミングプールが代理人として、比較的軽微な薬物事犯により社会内労働の判決を受けた18歳の女性の対象者(水泳が得意であった)を受け入れ、監視員補助、受付補助及びプールの清掃等を行なうながらライフガードの資格をとり、社会内労働終了後に当該スイミングプールにライフガードとして雇われた例。

④ 相談、助言及び調査に関する信託団体(Consultancy, Advocate and Research Trust)と呼ばれる、地域社会内における調査活動や住民の相談等の業務を行っている団体が代理人として、兄弟に対する暴行罪により社会内労働の判決を受けた法学部の男子学生を受入れ、大学に通いながら法的助言を行う作業に従事し、社会内労働終了後に当該団体の相談員として雇われた例。

⑤ ウェリントン郊外にある動物園が代理人として、女性の対象者を受け入れ、清掃や動物の餌付け等の作業に従事し、社会内労働終了後に当該動物園に雇われ、獣医の資格をとった例。

⑥ ヨット・クラブが代理人として、対象者(ボート・メーカーの家で育っており、船舶に関するある程度の知識があった)を受け入れ、社会内労働終了後に当該クラブに雇われた例。

⑦ サルベーション・アーミーが代理人として、対象者(電気屋の家で育っており、電気機器に関するある程度の知識があった)を受け入れ、社会内労働終了後に当該団体に雇われた例³⁵⁾。

35) 筆者が2011年8月23日にウェリントン・サービスセンターを訪れた際、サルベーション・アーミーが活動資金捻出のために中古の電気機器等の雑貨類を販売する場所を視察する機会に恵まれた。

しかしながら代理人に委託された場合であっても、常に就労に結びついているものではなく、筆者が面会したプロベーション・オフィサーの経験によれば、代理人に委託された対象者のうちの概ね10%から15%程度が就労に至っているという³⁶⁾。また就労に至った対象者のほとんどは、社会内労働の委託先である代理人により雇用されているという³⁷⁾。

そのような意味においては、社会内労働の執行にあたり代理人に委託される場合については、トライアル雇用としての要素も感じられるものの³⁸⁾、就労に至った割合としては決して高いとはいえないものである。

対象者の就労が成功する要因として、筆者が面会したプロベーション・オフィサーは、就労の成功に関わる要因として、①情熱 (passion)、②やる気 (motivation)、③関心 (interest)、④年齢³⁹⁾、⑤罪種⁴⁰⁾、⑥再犯等のリスク、⑦基礎的な生活スキル⁴¹⁾などを指摘している。

なお、ウェリントン・サービスセンターのプロベーション・オフィサー

36) 前述したジルクリストの指摘による (2011年8月23日訪問時)。

37) なお筆者が我が国における協力雇用主制度について、前述したジルクリストに説明したところ、社会内労働における代理人も、我が国における協力雇用主に類似した要素があるとの指摘を受けた (2011年8月23日訪問時)。

38) 前述したジルクリストも、この点を指摘している (2011年8月23日訪問時)。

39) ジルクリストによれば、社会内労働の対象者の大半が30歳以下の若年層であり、年齢が高い対象者の場合、何らかの職業的なスキルがなければ就労が難しいという (2011年8月23日訪問時)。このような比較的年齢の高い対象者の就労の困難性が、ニュージーランドにおける社会内労働の経験を通じた就労の促進を考える上での課題であるといえよう。

40) ジルクリストによれば、社会内労働対象者の罪名が窃盗の場合、販売に係る代理人に受入れてもらうことが難しく、また性犯罪の場合には職種にかかわらず代理人として受入れてもらえない傾向にあるという (2011年8月23日訪問時)。ウェリントン・サービスセンターにおける社会内労働対象で就労に至った者の大部分が代理人により雇用されている例である点に鑑みれば、代理人が受入れに難色を示す罪種の場合、就労に至る可能性は低いといえるであろう。

41) ジルクリストは、識字等の能力がない場合には、就労が困難であると指摘する。

が指摘した、代理人に委託された場合における就労の失敗例について挙げる⁴²⁾。

①社会内労働終了後に代理人に雇用されたものの、社会内労働終了により法的拘束力がなくなったため、対象者がやる気を見せなくなった例。

②サルベージン・アーミーが代理人として対象者を受入れたものの、対象者が無断で団体所有のガソリンカードを使用したため、代理人への受け入れを終了した例。

またこれら以外にも、代理人が対象者の雇用に興味を示さない場合もある。すなわち、社会内労働に従事していた場合は無償による労働であるが、社会内労働終了後は賃金を支払って雇用することになるため、代理人が難色を示した場合などがある。とりわけ家族など小規模で運営している施設などが代理人として対象者を引き受けた場合、社会内労働終了後に有償により雇用することが難しい場合も多々あり、対象者の雇用に至りにくいことが挙げられる⁴³⁾。

このように失敗例については、対象者本人に問題がある場合と、代理人側の都合により雇用にまでは至らなかった場合とが存在するといえよう。

また社会内労働の執行を代理人に委託せず、プロベーション・オフィサー等による直接監督の下で行われる場合、就労に至った例はほとんどないという⁴⁴⁾。

42) これらの例はいずれも、筆者が2011年8月23日にウェリントン・サービスセンターを訪問した際に、前述したジルクリストが挙げたものである。

43) 前述したジルクリストの指摘による(2011年8月23日訪問時)。

44) 前述したジルクリストによれば、同氏が把握している例としては、社会内労働として公園の整備作業に従事した者が公園の管理人として雇われた事例、ならびに同じく社会内労働として地域のローンボウルズ(lawn bowls)場(ローンボウルズとは、芝生の上で重心に偏りのある球を標的となる球にぶつけないように近くまでころがすゲーム)の整備作業に従事した者が当該ローンボウルズ場の従業員として雇われた例のみであるという。

III 考 察

前述のとおり、ニュージーランドにおいては、社会内労働の経験を通じて対象者の就労に至った例が存在するものの、就労に至った対象者の割合は決して高いとはいえないものである。

しかしながら、このような現実を悲観的にとらえるだけでなく、数的には少ないながらも就労に至った例を検証し、これを促進するための条件について考察することが刑事政策的に有用であると考えられる。このことは、前述のとおり就労支援の重要性が指摘され、また「社会貢献活動」が導入される見通しである我が国においても示唆に富むものであるといえよう。

以上の点に鑑み、前述した社会内労働の経験を通じて就労に結びついた例を見ていくことにする。

①における教員補助者として雇用された例は、自らの経験から障害を有する児童のケアに対してある程度の経験を有していたと考えられ、対象者の経験を活かすための配属先を選定したものと見えよう。②における庭師として雇用された例は、前述のとおり、植物に関する知識をある程度有していたものであり、対象者の知識を考慮して配属先を選定したものであるといえよう。③におけるライフガードとして雇用された例は、水泳が得意であったものであり、スイミングプールが対象者の特技を活かせる場であったことが垣間見られる。④における相談員として雇用された例は、法学部の学生であるため、法律の知識をある程度有していたと考えられるものであり、対象者の知識を考慮して配属先を選定したものであると思われる。⑥におけるヨット・クラブに雇用された例は、対象者がボート・メーカーの家で育っており、船舶に関するある程度の知識があったものであり、対象者の知識を考慮して配属先を選定したものであるといえよう。⑦におけるサルベージン・アーミーに雇用された例は、電気屋の家で育っており、電気機器に関するある程度の知識があったため、サルベージン・アーミーにおける電気機器の販売部門において社会内労働に従事する

ことが考えられたものであり、対象者の知識を考慮して配属先を選定したものであるといえよう。

これら6つの例は、いずれも対象者の経験・知識・特技等に配慮して配属先を選定したものであるといえよう。これらの点に鑑みれば、プロベーション・オフィサーが対象者の経験・知識・特技等を正確に見極めた上で配置先を決定することに加え、対象者の経験・知識・特技等を出来る限り活かせる場所を確保した上で作業に従事させることが、社会内労働を通じた対象者の就労を実現させるために極めて重要な要素の1つであるといえる⁴⁵⁾。

社会内労働を通じた対象者の就労を実現させることを念頭に置き、対象者の経験・知識・特技等に配慮して配属先を選定するのであれば、対象者の配属先を前述したような地域社会内における公共性・公益性の高い機関・団体に限定することなく、一般の企業等も代理人として配属先の対象とすることが望ましいといえよう。配属先を地域社会内において公共性・公益性の高い機関・団体に限定した場合、結果的に配属先及び作業内容が限定されてしまい、対象者の経験・知識・特技等に合致する配属先及び作業内容を選定することが困難になることも考えられるからである。

その一方で、一般の企業等も代理人として配属先の対象とした場合、地域社会への埋め合わせもしくはペイ・バックとしての要素を後退させるものであり、また前述のとおり量刑法第63条1項と符合しない可能性も指摘されるであろう。このように、量刑法第63条1項等との関連により、一般の企業等が代理人として社会内労働の対象者の配属先となることの困難性

45) 無論、前述したジルクリストが指摘するような社会内労働における作業に対する対象者の情熱ややる気等に加え、対象者を受け入れる側である代理人の理解・協力等も重要な要素であることはいうまでもない。さらに就労については、その時々社会における景気にも左右されるものである。しかしながら本稿においては、潜在的な雇用主である代理人と社会内労働の対象者との間におけるマッチングという観点から、対象者の経験・知識・特技等に合致した作業内容及び配属先の決定に限定して論じることとしたい。

が、ニュージーランドにおける社会内労働の経験を通じて対象者の就労に至った例が少ないことの理由の1つであるように思われる⁴⁶⁾。

さらに、対象者の経験・知識・特技等に応じた作業内容が設定される場合、社会内労働が有する犯罪に対する責任としての要素を後退させるものであるとの指摘が考えられる。すなわち、対象者の経験・知識・特技等に合致した作業内容が設定された場合においては、これらに合致しない作業内容を設定した場合と比較して、対象者にとっては比較的容易に作業に従事することができるものと考えられるが、この点が犯罪に対する責任の要素を後退させるとの懸念が考えられる⁴⁷⁾。

このように、ニュージーランドにおける社会内労働については、就労支援の要素に加えて、地域社会への埋め合わせもしくはペイ・バック及び犯罪に対する責任の要素も加味されており、就労支援の要素のみを強調することが制度上困難であるといえよう⁴⁸⁾。

46) ただし、サルベージン・アーミー等の慈善団体が活動資金を得るために物品の販売を行っている場合や、営利を目的としない地域社会の団体等が動物園等のリクリエーションを目的とした施設を運営している場合もあり、これらの施設における経験は営利を目的とした組織・団体への就労に有利となる可能性はあるといえる。ニュージーランドにおいては一般にボランティア活動に対する社会的評価が高く、ボランティアをベースとした活動を実施する組織・団体も多数存在しており、代理人の登録資格を非営利にて地域社会に奉仕する活動を行っている組織・団体に限定しても、運用次第である程度の業種の代理人を確保することは可能であるとも考えられる。なお、ニュージーランドにおけるボランティア活動について紹介したものとして、峯良智子『ニュージーランドの休日』東京書籍（2006年）130-142頁。

47) もっとも社会内労働の対象者の場合、たとえ経験・知識・特技等に応じた作業内容であっても、無報酬による作業に従事する義務があり、報酬等を受け取った場合には罰則が科せられるので、このような無報酬による作業に従事することで責任としての要素は充足されているとも考えられる。なお筆者が2009年3月26日に公営住宅における農園の整備及び墓地の清掃の現場を見学した際に受けた説明によれば、対象者に対して支給されるものは休憩時のお茶及びマフィン1個のみであるという。

48) 前述のとおり、社会内労働の主目的は、むしろ地域社会に対する埋め合わせ

しかしながら、たとえ就労支援の要素のみを強調することが制度上困難であるとしても、就労支援の要素を高めるための運営は可能であると考えられる。その1つが、量刑法の枠組みの中でできる限り多種多様な代理人を確保することであると考ええる。

前述のとおり、対象者の経験・知識・特技等を出来る限り活かせる場所を確保した上で作業に従事させることが、社会内労働を通じた対象者の就労を実現させるために重要な要素の1つであると考えられるのであれば、出来る限り多種多様な代理人を確保した上で、プロベーション・オフィサーが対象者の配属先を決定することが、結果的に対象者の経験・知識・特技等を出来る限り活かせる場所を確保することに繋がると考えるからである。

プロベーション・オフィスが代理人を確保するための方策としては、2通りある。すなわち、①対象者が希望する団体・機関とプロベーション・オフィスが協議し、双方が合意した場合に当該団体・機関に対象者を委託する場合、ならびに、②プロベーション・オフィスが地域社会内の団体・機関を訪ね、予め代理人としての登録を依頼する場合の2通りである⁴⁹⁾。また矯正省のホームページでも代理人としての登録を呼びかけている⁵⁰⁾。

もしくはベイ・バックであり、これに加えて犯罪の責任や就労支援の要素も加味したものであるといえよう。

49) 筆者がウェリントンのサービスセンターより入手した資料によれば、地域社会の機関・団体が社会内労働の対象者を受け入れる代理人として登録する際には、当該機関・団体の代理人としての適切性に関するアセスメントが行われ、これにより適切性が認められた場合にプロベーション・オフィスと代理人との間でサインが交わされ、代理人として登録されることになる。また代理人に対しては、代理人に関する規則を纏めた文書が交付される。

50) Department of Corrections, *supra* note 25. ホームページにおいても、矯正省が代理人を確保し、社会内労働の対象者の配属先数を増加したいと考えていることが垣間見られる。なお、筆者が2009年3月26日にウェリントンのサービスセンターを訪問した際には、約80の機関・団体が代理人として登録されているとの説明を受けたが、2011年8月23日に同センターを訪問した際には、代理人の登録数が約100であるとの説明を受けた。

我が国においても、前述した刑務所出所者等総合的就労支援対策の中で協力雇用主の拡大が盛り込まれるなど、協力雇用主の拡大に努めているが、ニュージーランドにおける社会内労働を通じた対象者の効果的な就労の実現のためには、代理人の登録数のみならず、できるだけ多種多様な機関・団体に代理人として登録してもらうことが必要であるといえよう⁵¹⁾。これを実現することが、ニュージーランドにおける社会内労働を通じた対象者の就労を促進する要因の1つとなり得るように思われる。

現在ニュージーランドにおいて、代理人を確保するための方策の1つとして、社会内労働代理人基金（Community Work Agencies Funding）と呼ばれる制度が存在する⁵²⁾。この社会内労働代理人基金とは、対象者の配属先の拡大及び対象者によって行われる作業計画の援助という考え方に基づき、配属先となる代理人の下での作業計画に従事する対象者の保証人となっている代理人を支援するための基金である。この基金への申請ができるものとしては、作業用胸当てズボン、清掃用品、道具、備品、その他対象者が代理人のための作業を行う際に用いられる品目が挙げられる。代理人は同様に、特別な作業計画のための費用や、作業の配属先で対象者が用いる備品のレンタル費用についても申請できる場合がある。また対象者の輸送を行っている代理人や、代理人に受入れられた対象者を監督するための交通費を負担しているスタッフがいるような代理人は、この費用を援助するためのガソリン券を申請することができる。

このように社会内労働代理人基金は、地域社会における代理人に対して、

51) 我が国の協力雇用主における幅広い業種への就労先の確保の必要性について指摘したものとして、西村穰「刑務所出所者等に対する就労支援について」『犯罪と非行』159号（2009年）42-44頁、法務省保護局更生保護振興課「刑務所出所等に対する就労支援について」11-12頁等参照。我が国における協力雇用主もニュージーランドにおける社会内労働の代理人も、過去に罪を犯した者を受入れる可能性のある潜在的な就職先であるという面においては類似性が見られるものであり、出来る限り多種多様な個人・団体・機関から協力を得ることが望ましい点においては共通性が見られるものであると考ええる。

52) Department of Corrections, *supra note 24*.

社会内労働の対象者を受入れる際の必要経費の一部を負担するものであり、地域社会内の組織・機関の代理人登録への1つのインセンティブとなっていると評価できよう⁵³⁾。

今後とも、社会内労働代理人基金の効果的な運用等により、これまで以上の団体・機関が代理人として登録され、量刑法の枠内において対象者の経験・知識・特技等を最大限に活かせる場所を確保し、依って対象者の就労に至る例が増加することを期待するものである。

おわりに

以上において、ニュージーランドにおける社会内労働の経験を通じた対象者の就労について見てきたが、前述のとおり社会内労働の経験を通じた対象者が就労に至った例は決して多いものではない。

無論、対象者の就労支援については、代理人側の経営状況や社会の景気状況など、プロベーション・オフィス等の更生保護機関の努力のみでは解決しえない面も多々あることは事実である。したがって、更生保護機関が取組むべき就労支援とは、地域社会内における潜在的な雇用主を開拓し、一方で対象者の経験・知識・特技等を見極め、雇用主と対象者との間におけるマッチングを図るとともに、対象者に対して就労を含めた社会復帰・社会への再統合の必要性について理解させ、対象者が熱意ややる気をもって活動に従事するようサポートすることに尽きると思われる。そして、出来る限り多種多様な代理人を確保することが、対象者と対象者を受入れる側との mismatch を避けるための1つの手段となり得るものであると考える。

残念ながら今回は、社会内労働の対象者の情熱ややる気等を維持させるための方策や、対象者を受け入れる側である代理人側の意識等については調査することができなかったが、2012年度においてはこれらについても調

53) 前述したジルクリストも、社会内労働代理人基金が代理人登録の契機となっていることを指摘している(2011年8月23日訪問時)。

查したいと考えるものであり、このことがニュージーランドにおける社会内労働を通じた対象者の就労に関する全体像を知ることにつながると考えるものである。

我が国における社会貢献活動について、法務省が作成したリーフレットによれば、「社会の役に立つことの体験」、「活動を通じた人とのかかわり」等の文言が見られ、就労支援についての特段の言及はない⁵⁴⁾。前述のとおり「刑法等の一部を改正する法律」が2011年12月4日に参議院を通過し、また2011年度に社会貢献活動に関する先行実施に着手したばかりである現在の我が国においては、社会貢献活動に就労支援の要素を含ませることは時期尚早であるとも考えられる。

しかしながらいまさらいうまでもなく、我が国においては、再犯リスク等の観点から犯罪者への就労支援の重要性が以前より指摘され、前述した刑務所出所者等総合的就労支援対策以外にも、犯罪者処遇の様々な局面において様々な就労支援策が図られている。これらの点に鑑みれば、社会貢献活動においても、出来る限り対象者の就労に繋がるための運用が求められ、このことが我が国における犯罪者等に対する新たな就労支援策となる可能性も考えられよう。

これらの点に鑑みれば、ニュージーランドにおいて社会内労働の経験を通じて対象者が就労に結びついた例が存在することは、刑事政策上極めて興味深い事実であり、今後我が国の社会貢献活動対象者の再犯防止・社会復帰効果を発展させる可能性を有すると考えられる。

これらの点も意識しながら、2012年度も引き続きニュージーランドにおける社会内労働を通じた対象者の就労に関する調査を継続させていきたいと考える次第である。

54) 法務省保護局『立ち直りを助ける社会のチカラ：社会貢献活動』(<http://www.moj.go.jp/content/000072002.pdf>)。もっとも、社会貢献活動に対する法制審議会における議事録 (http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_shuyou_index.html) において見られるように、審議過程において就労支援についての若干の言及はあったようである。

*なお本稿は、科研費の助成（課題番号：22730060）に基づく2011年度の研究成果，ならびに研究最終年度である2012年度における研究の足掛かりとして，筆者自身の研究状況を纏めたものである。